

横芝光町農業委員会 3 月第 1 2 回定例総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 3 月 6 日(木) 午後 4 時～午後 4 時 4 5 分

2. 開催場所 横芝光町役場 第 4 ・ 5 会議室

3. 出席委員 (11 名)

会 長	4 番	伊藤 靖雄		
会長職務代理者	8 番	伊藤 博明		
委 員	1 番	小川 文彦	2 番	川島 理昭
	3 番	永野 邦子	5 番	伊藤 直樹
	6 番	花澤 成晃	7 番	向後 隆輝
	10 番	下高原 美津子	11 番	伊藤 裕児
	12 番	秋葉 芳明		

4. 欠席委員 9 番 鈴木 茂樹

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	高宮芳宏
主幹兼農政班長	布施裕章

6. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第 2 議案第 1 号

農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可否決定について

日程第 3 議案第 2 号

令和 6 年度第 8 次農用地利用集積計画（案）の承認について

日程第 4 議案第 3 号

横芝光町農地利用最適化推進委員候補者の選考について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和7年3月第12回農業委員会定例総会を開会します。 はじめに伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	(伊藤会長挨拶) ありがとうございました。
事議長	本日は、9番 鈴木 茂樹委員より欠席する旨の連絡がありましたので報告いたします。 本日の出席委員は、12名中11名です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。
議 長	それでは、これより議事に入りたいと思います。 日程第1 議事録署名委員及と会議書記の指名を行いたいと思います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、異議ございませんでしょうか。 (異議なしの声) ありがとうございます。異議なしの声がありましたので、指名をいたします。 5番 伊藤 直樹委員、10番 下高原 美津子委員 2名をお願いいたします。 なお、会議書記には事務局の布施主幹を指名いたしますのでよろしくをお願いします。 続いて日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否決定についてを上程いたします。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否

決定について

農地法第3条による許可申請書が提出されたので本会の議決を求める。

令和7年3月6日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の3条の許可申請は、6件です。

なお、譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。

申請地の位置図を添付していますのでご覧ください。

1件目は、木戸字二十四割の畑1筆、885㎡です。

高齢により農業ができない譲渡人から、経営規模拡大をしたい譲受人へ贈与により所有権移転をしようとする申請です。

譲受人の自宅近くであり、申請地では、落花生の作付けを予定しています。

2件目は、上原字茗郷の畑1筆、518㎡

譲渡人が農地を処分するため、現在当該農地を賃借している譲受人へ、所有権移転をしようとする申請です。申請地ではネギの栽培を予定しています。

3件目は、原方字関下の畑1筆、600㎡

譲渡人が農地の処分するため、現在当該農地を賃借している譲受人へ、所有権移転をしようとする申請です。申請地では植木の栽培を予定しています。

4件目は、横芝字向根の畑7筆、1,721㎡

病気のため農業ができない譲渡人から、隣地を耕作している譲受人へ所有権移転をしようとするものです。申請地では、とうもろこしの作付けを予定しています。

5件目は、横芝字向根の畑3筆、855㎡

病気のため農業ができない譲渡人から、隣接地を耕作している譲受人へ売買により所有権移転をしようとするものです。申請地では、ネギの栽培を予定しています。

6件目は、鳥喰下字櫻前の田1筆 1,031㎡

申請地が自宅から遠い譲渡人から、自宅が近い譲受人へ耕作利便のため売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地

	では水稻の作付けを予定しています。 申請のありました件につきましては、譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準各号に適合していると考えます。 以上、議案第1号の説明でございます。
議 長	ただいま議案第1号の朗読並びに説明が終了しました。はじめに1件目の案件について担当委員の説明を求めます。
5 番	5番 伊藤です。高齢により農業ができない譲渡人から、経営規模拡大をしたい譲受人へ贈与により所有権移転をしようとする申請です。譲受人の自宅近くであり、申請地では、落花生の作付けを予定しています。現地を確認したところ、耕作されており、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。説明が終わりましたので1件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目の案件について採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。 次に、2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
7 番	7番 向後です。農地の処分をしたい譲渡人から、現在当該農地を賃借しており経営規模拡大をしたい譲受人へ、売買により所有権移転をするものです。申請地では、ネギの栽培を予定しています。現地を確認したところ、耕作されており問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。説明が終了しましたので、2件目の案件

	についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、2件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定しました。 次に、3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
7 番	7 番 向後です。農地の処分をしたい譲渡人から、現在当該農地を賃借しており経営規模拡大をしたい譲受人へ、売買により所有権移転をするものです。申請地では植木の栽培を予定しています。 現地を確認したところ、適正に管理されており問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	はい、ありがとうございました。説明が終わりましたので3件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、3件目の案件についての採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、4件目の案件についてですが、資料記載のとおり、伊藤裕児委員に直接関係があります。ゆえに議事参与の制限に該当しますので、会議規則第十条の規定により、採決が終了するまでの間、伊藤裕児委員の本件への発言を禁止いたします それでは、4件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
1 2 番	1 2 番 秋葉です。病気のため農業ができない譲渡人から、隣地

	を耕作している譲受人へ所有権移転をしようとするものです。申請地では、とうもろこしの作付けを予定しています。現地を確認したところ、適正に管理されており問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	はい、ありがとうございました。説明が終わりましたので4件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、4件目の案件について採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって4件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。 伊藤裕児委員への発言禁止を解きます。
議 長	次に、5件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
1 1 番	1 1 番 伊藤です。病気のため農業ができない譲渡人から、隣接地を耕作している譲受人へ売買により所有権移転をしようとするものです。申請地ではねぎの栽培を予定しています。現地を確認したところ耕耘されており、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	はい、ありがとうございました。説明が終了しましたので5件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、5件目の案件について採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって5件目の案件については、原案のとおり決定をいたしました。 次に、6件目の案件について、資料記載のとおり、伊藤裕児委員

	に直接関係がありますので、会議規則第十条の規定により、採決が終了するまでの間、伊藤裕児委員の本件への発言を禁止します。 それでは、6件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
12番	12番 秋葉です。申請地が自宅から遠い譲渡人から、自宅が近い譲受人へ耕作利便のため売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では水稻の作付けを予定しております。現地を確認したところ、適正に管理されており問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございました。説明が終了しましたので6件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、6件目の案件について採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって6件目の案件については、原案のとおり決定をいたしました。 伊藤裕児委員への発言禁止を解きます。
議長	続いて、日程第3 議案第2号 令和6年度第9次農用地利用集積計画(案)の承認についてを上程いたします。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第3号 令和6年度第9次農用地利用集積計画(案)の承認について 農業経営基盤強化促進法等改正法附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により令和6年度第9次農用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。 令和7年3月6日提出 横芝光町農業委員会 会長 伊藤 靖雄 次のページをご覧ください。

議 長

今回の利用集積は、新規設定が3件です。

利用権を設定する者と利用権設定を受ける者は資料に記載のとおりです。設定する権利は、すべて賃借権です。利用権を設定する農地ですが、

1件目は、北清水字東脇の田1筆、木戸九十八割の田2筆、合計3筆、10,359㎡、期間は約6年間です。

2件目は、篠本字新神野の田1筆、5,695㎡、期間は約10年間です。

3件目は、於幾字西田の田4筆、2,020㎡、期間は、約10年間です。

なお、本計画（案）につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

以上、議案第2号の説明となります。

ただいま議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。

はじめに1件目の案件についての質疑を許します。

（質疑なし）

質疑ありませんので質疑を終了して、1件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定しました。

次に2件目の案件についての質疑を許します。

（質疑なし）

質疑ありませんので質疑を終了して、2件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成、2件目の案件については、原案のとおり決定しました。

次に3件目の案件についての質疑を許します。

（質疑なし）

質疑ありませんので質疑を終了して、3件目の案件についての採決を行います。

	原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって３件目の案件については、原案のとおり決定しました。
議 長	次に、日程第４ 議案第３号 横芝光町農地最適化推進委員候補者の選考についてを上程いたします。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第３号 横芝光町農地利用最適化推進委員候補者の選考について 農業委員会等に関する法律第１９条の規定により募集した農地利用最適化推進委員候補者の選考について、本会の議決を求める。 令和７年３月６日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 靖雄
事務局	次のページ「横芝光町農地利用最適化推進委員候補者の推薦及び応募結果一覧」をご覧ください。一覧には、担当区域、職業、年齢、主な経歴及び農業経営の状況、推薦理由等を記載しております。いずれの方も、農業委員会等に関する法律第１８条第４項に規定する欠格事由であります「破産手続き中の者、禁錮以上の刑罰を受けている者」については、全員、該当ありませんでした。
議 長	【応募状況、大総地区の候補者３名の経歴や、営農状況等を説明】 ただいま説明が終わりました。 大総地区候補者３名についての質疑を許します。 (質疑なし) ○大総地区の推進委員候補者として適任と考える者３名を挙手により決定した。
事務局	【横芝地区の候補者２名の経歴や、営農状況等を説明】
議 長	ただいま説明が終わりました。

	横芝地区候補者 2 名についての質疑を許します。 (質疑なし) ○横芝地区の推進委員候補者として適任と考える者 2 名を挙手により決定した。
事務局	【上堺地区の候補者 2 名の経歴や、営農状況等を説明】
議 長	ただいま説明が終わりました。 上堺地区候補者 2 名についての質疑を許します。 (質疑なし) ○上堺地区の推進委員候補者として適任と考える者 2 名を挙手により決定した。
事務局	【日吉地区の候補者 2 名の経歴や、営農状況等を説明】
議 長	ただいま説明が終わりました。 日吉地区候補者 2 名についての質疑を許します。 (質疑なし) ○日吉地区の推進委員候補者として適任と考える者 2 名を挙手により決定した。
事務局	【南条地区の候補者 2 名の経歴や、営農状況等を説明】
議 長	ただいま説明が終わりました。 南条地区候補者 2 名についての質疑を許します。 (質疑なし) ○南条地区の推進委員候補者として適任と考える者 2 名を挙手により決定した。
事務局	【東陽地区の選出方法、候補者 3 名の経歴や、営農状況等を説明】

議 長	東陽地区の候補者について説明が終わりました。東陽地区は先ほど説明があったとおり、地区内が南北に分かれて選出されているということです。ここの会議におきましても、北部と南部に分けて判断したいと思います。東陽地区北部候補者1名について、質疑ございますでしょうか。 (質疑なし) ○東陽地区北部の推進委員候補者として適任と考える者1名を挙手により決定した。
議 長	東陽地区南部の候補者2名についての質疑を許します。 (質疑なし) ○東陽地区南部の推進委員候補者として適任と考える者1名を挙手により決定した。
事務局	【白浜地区の候補者2名の経歴や、営農状況等を説明】
議 長	白浜地区の候補者2名についての質疑を許します。 (質疑なし) ○白浜地区の推進委員候補者として適任と考える者2名を挙手により決定した。
議 長	以上をもちまして、16名の評価は、すべて終了しました。
事務局	以上をもちまして、令和7年3月第12回農業委員会定例総会を閉会します。